

第23回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月24日（金）
開 会 午後2時
閉 会 午後3時10分

2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
議案第7号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

4. 報告事項 (1) 農地法第4条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約について

5. 出席委員 (27人)

会 長 15番 大友 正一

農業委員 1番 相澤 喜美 2番 今野 一忠 3番 洞口 ゆかり
4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一

推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 5番 齋 重昭
6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
9番 櫻井 勉 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛
12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗

欠席推進委員 1番 大内 伸一 4番 菅野 弘一

6. 事務局出席職員

事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第23回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第23回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員12名、計27名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 入間川 康弘 委員 9番 大内 繁徳 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。渡邊正明代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（渡邊正明委員）

第2班代表委員の渡邊正明です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年3月24日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字北原東146番2、地目は登記・現況共に田、登記面積は342㎡、下増田字北原東147番4、地目は登記・現況共に田、登記面積は997㎡、合計1,339㎡です。転用目的は、積替え保管施設、資材置場、駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で1㎡あたり1,867円、総額2,500,

000円です。産業廃棄物の積替え保管場所（約660㎡）、資材置場（約330㎡）、駐車場（6台）及び通路とのことです。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、仙台空港アクセス線沿いで、仙台空港アクセスが仙台空港駅手前で地下へ入潜する入口東側に位置する水田です。積替え保管施設、資材置場等への転用で、計画地で盛土を行い、碎石を敷均して

十分締固め転圧し、積替え保管スペースはコンクリートを敷き、コンクリートブロックとフラットパネルで周囲を囲むとのことです。資材置場・駐車スペースは単管パイプを設置し、農地との境界付近は柵で囲み幅木をまわすため、近隣農地への土砂の流出はないものと考えます。また、雨水について、積替え保管スペースでは敷地内に新設する側溝から南西の排水路に放流し、資材置場・駐車場スペースは南西へ勾配を付け自然浸透させるとのことでした。なお、産業廃棄物収集運搬における積替え保管施設の設置については、宮城県塩釜保健所岩沼支所と協議を進めているとのことでした。また、今回の農地転用については、当該農地所有者より隣接する農地所有者に対し説明がなされているとのことでした。

議案第1号につきましては、3月22日の担任委員会で現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。農地法第5条の申請につきましては、許可要件を満たしており、農地所有権移転については、問題ないものと考えます。

番号2、番号1、大字・字・地番は、下増田字鶴巻西139番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は142㎡、転用目的は住宅建築（分家住宅）で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は贈与で、専用住宅1棟2階建、建築面積49.68㎡です。

位置図・公図につきましては議案書の3ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画図については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は下増田、東光寺の東側100mほどのところに位置する畑です。分家住宅建築による転用で、土留め擁壁及び法面保護を行い土砂の流出を防ぎ、雨水は計画地内の雨水浸透柵で処理し、汚水は公共下水道に接続するとのことでした。譲受人に対しては周辺農地の営農に支障のないよう、排水施設については、受託建築業者と十分に調整するようお願いしましたので、農地法第5条の申請については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の三浦裕一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（三浦裕一推進委員）

議案第1号1番、2番につきましては、3月22日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番につきましては、積替え、保管施設等として、転用するものであり、周辺農地

に影響を及ぼさないよう、十分配慮することをお願いしました。

2番は、分家住宅として、農地を転用するものであり、隣接する農地への影響について聴取したところ、周辺農地に影響を及ぼさないよう、建築業者と十分に調整することを確認しましたので、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

1番について、質問します。担任委員会資料2ページの土地利用図によれば、通路西側に塩ビ管100Φ(ふあい)とあります。この塩ビ管から既設排水側溝へ排出する計画ですが、100mmの塩ビ管では大雨等の場合処理しきれないのではないのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

土地利用計画図のとおり、雨水排水については、このように考えているとのことでした。対象地は砕石敷で自然浸透させるので、よほどの大雨が降らない限り支障はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、渡邊正明代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（渡邊正明委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年3月24日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館熊野堂字土手下45番、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,240㎡で、権利種別は賃貸借です。貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は79a、世帯人・労力人はそれぞれ

3人です。備考として賃借権設定で許可日より9年間、10aあたり4,838円、年額6,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページ、農地法第3条の判断基準については担任委員会資料7ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線を高館交番から熊野堂方面へ300mほど進んだところの道路東側にある水田です。

議案第2号につきましては、3月22日の担任委員会で、現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。1番は、近隣又は隣接の耕作者への賃貸借で、農地法第3条第2項の許可要件を満たしていることから、許可について問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の三浦裕一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（三浦裕一推進委員）

議案第2号1番につきましては、3月22日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。1番は、近隣耕作者への賃貸借であり、許可要件を満たしていることから、問題は無いものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは渡邊正明代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（渡邊正明委員）

議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和5年3月24日届出。

番号1、番号2、番号3は同一の事業ですので、一括して説明します。議案書7ページから9ページをご覧ください。

番号1、(当初許可) 令和4年12月20日付け宮城県(仙振)指令第421号(農地法第5条許可)

番号2、(当初許可) 令和4年12月20日付け宮城県(仙振) 指令第422号(農地法第5条許可)、

番号3、(当初許可) 令和4年12月20日付け宮城県(仙振) 指令第423号(農地法第5条許可)、

1. 申請者の住所・氏名は、議案書のとおり。

2. 転用事業変更の承認を受けようとする土地の所在・地目・面積

1番 愛島塩手字上田28番2、地目は登記・現況共に田、面積133㎡

2番 愛島塩手字上田29番1、地目は登記・現況共に田、面積316㎡

3番 愛島塩手字上田30番1、地目は登記・現況共に田、面積421㎡

備考として、いずれもJR東北新幹線耐震工事の作業ヤード(一時転用)。

3. 変更しようとする事業計画の詳細

関係箇所との協議難航に伴う工事の遅延や、当初予定していない排水側溝の改修工事の追加、コロナ等により作業員や工場製作品の確保が難航したため、一時転用許可の期間を次のとおり変更する。

変更前の期間 令和4年12月20日～令和5年5月31日

変更後の期間 令和4年12月20日～令和5年7月31日

位置図、公図については議案書10ページ、農地転用許可基準及び審査内容(事業計画変更承認申請)は、担任委員会資料8ページをご覧ください。申請地は、市道塩手中道線、県立がんセンター北側の田です。

議案第3号につきましては、3月22日の担任委員会で、現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。

番号1から番号3は、JR東北新幹線耐震工事の作業ヤードとしての一時転用でした。いずれも工期延長による計画の変更で、関係箇所との協議難航に伴う工事の遅延や、当初の予定には無い、排水側溝の改修工事の追加、また、コロナ渦等による作業員や工場製品の確保に難航したため、一時転用の期間を延長したいとの事でした。工期延長により、大豆の作付けに影響した場合は、金銭による補償を行うとしており、地権者の了解も得ていることを確認しました。また、隣接する水路について、水出用として4月から放流が開始されるので、工事中十分に注意いただくとともに、水路の放流に支障がないようお願いしました。以上のことから、承認はやむを得ないと考えます。

○ 議長(大友正一会長)

次に、農地利用最適化推進委員の三浦裕一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員(三浦裕一推進委員)

議案第3号につきましては、3月22日の担任委員会の現地調査に同行いたしました。番号1から番号3までは、工期延長による計画の変更で、地権者の了解を得ており、作付けに影響した場合は、金銭による補償を行うとしている事から、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書11ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年3月9日、3月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年3月24日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規9件19,536.6㎡、更新74件377,059㎡、
合計83件396,595.6㎡。

2 利用権を設定する土地

田239筆378,606.6㎡、畑20筆17,989㎡、
合計259筆396,595.6㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定80件、所有権移転3件。

② 賃借権の存続期間。2年1件、3年35件、4年1件、5年36件、8年1件、
10年6件。

③ 借賃（10a当り）。25kg3件、30kg29件、40kg12件、
45kg8件、50kg1件、60kg15件、5,000円2件、
7,000円1件、10,000円1件、12,000円2件、
15,000円4件、20,000円1件、23,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額

200,000円1件、338,800円1件、

6,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年3月27日予定。

5 詳細につきましては、議案書12ページから24ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

賃借権の設定期間で2年とありましたが、特別な理由があるのでしょうか。

○ 事務局（黒澤主幹）

議案書23ページ、整理番号2378番については、貸し手の意向により、2年ごとの更新となっております。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

議案書の23ページ、整理番号1174番について、10aあたり高額の23,000円で調整されたことについて、説明をお願いします。

○ 事務局（黒澤主幹）

整理番号1174番については、芹を作付けしております。親の代より40年以上借りている農地で、当初から5、6万円で借りていたとの事で、ようやく少しずつ下げていただき、ここ数年は、この金額となっております。借受人は返還を迫られるのを懸念しており、この金額としているとの事でした。

○ 議長（大友会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書25ページをご覧ください。議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年3月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年3月24日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規5件5,373㎡、更新0件、合計5件5,373㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆317㎡、畑7筆5,056㎡、合計11筆5,373㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定5件。

② 賃借権の存続期間。3年3件、5年2件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円1件、10,000円3件、20,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年4月3日予定。

5 詳細につきましては、議案書26ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和5年3月24日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規10件63,291㎡、更新0件、合計10件63,291㎡。

2 利用権を設定する土地

田46筆62,691㎡、畑1筆600㎡、合計47筆63,291㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定10件。

② 賃借権の存続期間。10年10件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円5件、6,000円1件、
7,000円4件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の
本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和5年3月27日予定。

5 詳細につきましては、議案書の28ページから29ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、原案の
とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第7号に入る前に、議案と関連があるため、ここで松浦正博推進委員は退
席願います。

（松浦正博推進委員退席）

《議案第7号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第7号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議
題といたします。議案説明のため、説明員の入室を許可してもよろしいでしょうか。
異議のない方は、挙手をお願いいたします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、説明員の入室を許可します。

（説明員、市長部局生活経済部農林水産課、熊谷主事入室）

○ 議長（大友正一会長）

それでは、事務局、説明員、お願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは、議案書30ページをご覧ください。議案第7号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」このことについて、令和5年2月27日付けで名取市長から、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を令和5年3月28日まで求められているので提案する。意見を求められている内容については、名取市生活経済部農林水産課職員より説明を求めます。

○ 農林水産課（熊谷主事）

議案第7号について、農林水産課の熊谷が説明します。左上に様式第6号の2と記載された別紙資料及び本日配布しました、議案第7号補足資料をご覧ください。

農業用施設の建設に伴う用途変更ですが、農業振興地域内の農地に畜舎、乾燥用施設等農業用施設を建設する場合、農振上の用途区分を農用地から農業施設用地に変更する必要があります。面積等の条件によっては農地転用が必要となります。今回、1件の用途区分変更のための申出がありましたので、ご意見をお願いいたします。

申出の土地所在地は、愛島笠島字一本木82番1、農業生産の状況は保全管理、地目は登記田・現況畑、面積391㎡、愛島笠島字一本木85番1、農業生産の状況は保全管理、地目は登記田、現況畑、面積626㎡、合計1,017㎡、事業計画者、土地所有者の住所・氏名は、様式第6号の2別紙資料5ページのとおりです。申請者の自己所有の農地であり、隣接する農地において貸農園を始める計画があり、駐車場が必要であることから申請地を選定しました。貸農園は50～60区画を予定しており、30台分の駐車場として利用するには申請地の面積が必要であり、申請地以外に駐車場として利用できる自己所有地が近くにありません。対象地の地図は別紙資料9ページ、航空写真は7ページになります。用地区分変更後に農地法第4条の申請を行うこととなっております。以上、説明とさせていただきます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいまの説明について、質問はございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

確認ですが、開設する貸農園は、農園利用方式によるものでしょうか。また、名取市としては、市民農園法及び特定農地貸付法に基づく農園はあるのでしょうか。

○ 農林水産課（熊谷主事）

この度の案件は、農園利用方式によるものです。また、市民農園法及び特定農地貸付法に基づく農園は該当はありません。

○ 議長（大友会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声があがりました。ここで説明員に退席していただきます。

（説明員退席）

○ 議長（大友正一会長）

それでは、採決いたします。議案第7号について、農業委員会の意見として、「当該変更特に意見はない」ことに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員であります。議案第7号については、「特に意見はない。」とします。事務局よろしく願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

ここで、松浦正博委推進委員に、着席していただきます。

（松浦正博推進委員入室）

《議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいります。議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題といたします。事務局、説明願います。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは、議案書31ページをご覧ください。議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」このことについて、令和5年4月1日に施行される農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正（以下「改正法」という。）を踏まえ、平成31年3月28日に制定した本指針を変更する必要があることから、改正法第7条第2項の規定に基づき、別紙「農地等の利用の最適化の推進に関する方針（案）」のとおり変更したいので提案する。令和5年3月24日提出。

議案第8号別紙資料、名取市農業委員会「農地等の最適化の推進に関する方針」（案）に基づき説明を行った。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今の説明について、質問はございませんか。

○ 1番（相澤喜美委員）

別紙資料1ページに記載された、担い手への農地利用集積目標における管内の農地面積の現状、3年後の目標、10年後の目標面積の根拠を説明してください。

○ 事務局（成田局長補佐）

農林水産省で公表している統計数値を記載しております。3年後、10年後の面積については、ここ数年間の農地面積の変動をみると農地面積は減少傾向にあることから、過去数年間の減少率を踏まえて3年後、10年後の面積を算定しました。管内においての区画整理事業等の想定は組み込んでおりません。区画整理事業等が実施された場合については3年ごとの見直し時に反映していく事とします。

○ 議長（大友会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第8号について、原案のとおり指針を変更することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第8号については原案のとおりといたします。事務局よろしく願いいたします。

○ 事務局（成田局長補佐）

事務局から補足させていただきます。前回（2月）総会において、今総会で決定するとしていた「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」は、宮城県の指導により市の集積率が固まる4月以降の総会で設定して構わないと通知されたため、4月以降に変更したことを申し上げます。

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（3）までについて

承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

〔令和5年4月1日より、農地法における下限面積要件（許可後の経営面積が50a以上であること）が廃止されたことについての報告を行った〕

〔4月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第23回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時10分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年3月24日

名取市農業委員会

議 長

署名委員 7番

署名委員 9番
